（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第三条　規則第百十三条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び連結レバレッジ比率（自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。以下同じ。）に関する開示事項とする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第三号により作成するものとする。

3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ　自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この号において「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に規定する連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ　連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ　自己資本比率告示第九条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ　連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ホ　連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

ハ　期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

ニ　バック・テスティングの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明

七　出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項（特定取引に係るものを除く。次条第四項第八号において同じ。）

イ　貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(1)　上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下「上場株式等エクスポージャー」という。）

(2)　上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

ロ　出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

ハ　貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

ニ　貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

ホ　株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

八　信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

九　金利リスクに関して農林中央金庫が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

（連結会計年度の開示事項）

第三条　規則第百十三条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項並びに連結レバレッジ比率（自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。第六項並びに第五条第一項第十四号及び第十五号において同じ。）に関する開示事項とする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ　自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

ロ　連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

ハ　自己資本比率告示第九条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

ニ　連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容